

新潟市告示第299号

計量検査手数料徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、計量検査手数料の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年4月10日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 一般社団法人 新潟県計量協会
所在地 三条市興野一丁目13番45号
- 2 徴収事務を行わせる歳入
計量検査手数料
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和7年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和7年5月12日から令和7年12月26日まで